八十　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費	国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。 一　個人が都道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、都道府県が当該寄附金を財源に行う補助（以下単に「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（以下「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。） 二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	
八十三　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。 算式 A×0.5 算式の符号 A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額
八十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十一　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費	国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十二　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。 一　個人が都道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、都道府県が当該寄附金を財源に行う補助（以下単に「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（以下「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。） 二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十三　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	
八十四　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。 算式 A×0.5 算式の符号 A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額
八十五　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。